

議案第45号

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月15日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。